

# ガバナンスと国際的な 模倣品取引との関係に関する一考察\*

羽 田 翔

## 要約

本論文の目的は、模倣品貿易の抑制のために、ガバナンスと模倣品貿易の関係を実証的に明らかにすることである。2013年以降の世界全体の貿易額に占める模倣品貿易は2.5%以上となっており、各国は対策に追われている。日本、韓国、アメリカの税関統計を使用した実証分析から、不正な支払い・賄賂の頻度が低いこと、汚職の抑制がコントロールされていることは模倣品貿易削減のために重要であることを明らかにした。政策的含意として、日本、韓国、アメリカは、模倣品輸入の差し止め件数を減少させるためには、自国のガバナンスのみではなく、相手国のガバナンスについても考慮することが重要である。

## 1. はじめに

世界全体の模倣品貿易は無視できない存在となっている。OECD-EUIPO (2021)によると、2013年と2016年の世界の貿易総額に占める模倣品貿易はそれぞれ2.5% (4,610億ドル) と3.3% (5,090億ドル) であった。2019年の数値は2.5% (4,640億ドル) であったが、依然としてその金額は大きく、多くの経済活動に影響を与えている。

海外から模倣品が流入することは、国内の生産者の損失につながる危険性が

ある。2020年、新型コロナウイルス（COVID-19）の流行や、オリンピック・パラリンピック関連製品の普及などの影響により、税関で差し止められる模倣品にも変化があった。例えば、翌年にオリンピック・パラリンピックを控えていたため、ピンバッチやメダルの模倣品の差し止めが顕著であった。また、商標権を侵害するマスクなどの差し止めも見られた<sup>1</sup>。模倣品の増加は、知的財産権の侵害を通じて、権利取得者の利益を搾取するものであるため、監視体制の強化が求められる。そこで注目すべきは、ガバナンス（Governance）の概念である。

一国の発展や安定においては、ガバナンスが重要となる。このガバナンスには多くの意味が含まれるが、本論文ではこのガバナンスを「ある国の安定・発展の実現に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意志を反映できる形で、動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の間の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営」と定義する<sup>2</sup>。ガバナンスと模倣品貿易の関係性については、理論的・実証的に分析が進められている。しかし、統計データが不足していることから、実証分析の結果について、その蓄積が足りていない状況である。理由の1つとして、統計データの制限が挙げられる。OECD-EUIPOが行う分析では、各国の税関から非公表の統計データを集めることで模倣品貿易の傾向を明らかにしている。しかし、一般的に税関から公表される模倣品貿易に関する統計データは限定的であり、相手国別や財別の差し止め件数および点数を公表している国は日本、韓国、アメリカなど、少数の国のみとなっている。

本論文の目的は、各国政府が公表する模倣品差し止め件数に関する統計データを使用した実証分析を行うことで、先行研究の分析結果を補うことを目的としている。先行研究では、特定の輸入国が直面する問題については実証的に明らかにすることはできていない。本論文の意義は、日本、韓国、アメリカといった先進諸国が模倣品貿易問題において直面する課題を明らかにした点にある。

本論文の構成は以下の通りである。第2節では、模倣品貿易の定義と先行研

究の結果についてまとめ、検証する仮説を提起する。第3節では、使用する統計データや実証分析の手法について説明する。第4節では、実証分析の結果をまとめ、第5節では政策的含意について考える。最後に、第6節で本論文の結果を述べ、残された課題についても言及する。

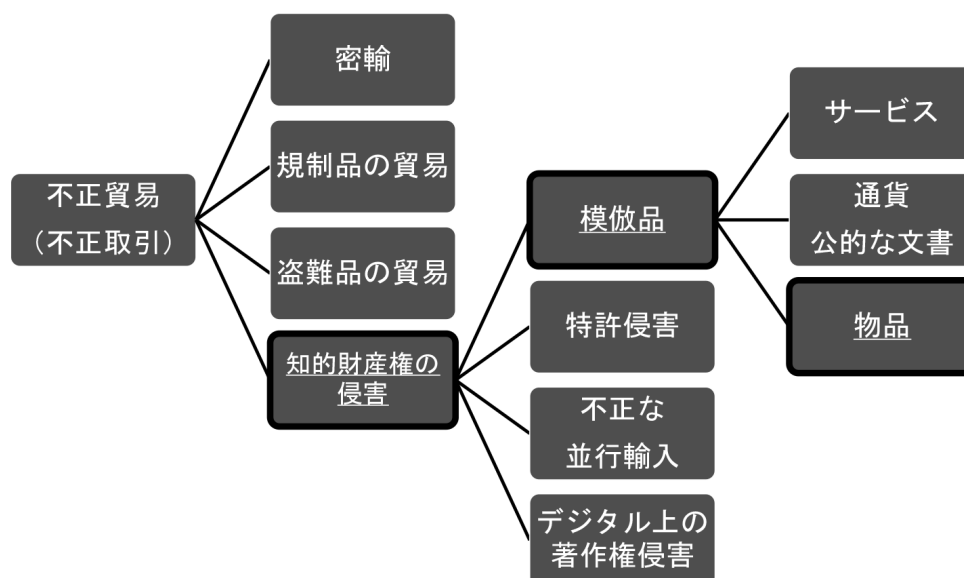
## 2. 先行研究

### (1) 模倣品貿易の定義

模倣品貿易という言葉は、多くの現象を含んでいる。そのため、まずは本論文で使用する模倣品の定義について説明する。

一般的に、模倣品（counterfeit goods）とは「商標権侵害品、意匠権侵害品などを意味し、最近の特許権を侵害する製品についても、技術模倣品として模倣品の範疇に含めて」いる<sup>3</sup>。そして、類似する言葉として海賊品（pirated goods）がある。海賊品は「音楽、映画、コンピュータ・ソフトなどの著作権を侵害する商品を指し」、模倣品と海賊品を総称して不正商品や知的財産権侵害品とよばれている<sup>4</sup>。

図1 模倣品及び関連する不正貿易の分類



資料：Staake et al. (2009) Figure1を参考に筆者作成。

次に、この不正商品の貿易についての分類を概観する。図1は不正貿易の分類をまとめたものである。まず、不正貿易は、密輸、規制品の貿易、盗難品の貿易、そして知的財産権の侵害に分類される。この知的財産権の侵害は、さらに特許侵害、不正な並行輸入、デジタル上の著作権侵害、そして本論文が注目する模倣品に分類されている。今回は、模倣品の中でも、各国税関で差し止められた「物品」の貿易について、各国のガバナンスとの関係を明らかにする。

## (2) 模倣品貿易の把握

模倣品貿易に関する研究は、いくつかの分野に分けることができる。本項では模倣品貿易の把握に関する先行研究、次項では模倣品貿易（取引）の決定要因に関する先行研究についてまとめる<sup>5</sup>。

従来、模倣品貿易や模倣品取引の把握は、特定の国や産業を対象とした分析に限定されており、世界全体を対象とした模倣品貿易額や輸入差し止め数の把握は困難であった（Green and Smith 2002, Hilton et al. 2004, Bosworth 2006）。その問題を解決するために、the Centre for Economics and Business Research (2002) は、各国政府や研究機関などが模倣品貿易を把握できるよう、推計方法の指針として“methodology decision tree”を開発した。そして、このモデルに沿ってアンケートを行うことで、正確な模倣品貿易の規模や金額が把握できるとされていた。しかし、これらはいくまでもアンケートを基礎とした指標であるため、その正確性には疑問が残っていた。

OECD (2008) および OECD-EUIPO (2016) は、模倣品取引の現状をより正確に把握するために、国際貿易統計と各国税関による侵害製品の差し押さえに関する情報を使用する方法を提案した。貿易統計は国連 (UN) が提供するコムトレード・データベース (Comtrade Database)、侵害製品の差し押さえについては世界税関機構 (WCO)、欧州委員会の税務税関連合局、アメリカの国土安全保障局 (DHS) によって提供された統計データに依存している<sup>6</sup>。彼らはこれらの統計データを使用し、国・地域別 (*GTRIC-e*)、産業別 (*GTRIC-p*)、そして国・地域別産業別の指標 (*GTRIC*) を推計している<sup>7</sup>。

*GTRIC-e* は180以上の国・地域を対象としている。当該数値は0から1の値で表現され、1に近づくほどその国からの輸入は他国と比較して相対的に模倣品などの輸入が多くなることを意味している。*GTRIC-p* はハーモナイズドシステム（HS）によって分類されており、0～1の値によって、各カテゴリーでは他のカテゴリーと比較してどの程度模倣品貿易が取引される傾向にあるかを示している。どちらの数値も、2013年から2015年については各年の数値、2016年から2018年については3年間の平均値が公表されている。

各国の税関からも、模倣品などの知的財産侵害品の輸入差し止め件数および点数が公表されている。ここでは、模倣品輸出国と差し止め件数を公表している国として、日本、韓国、アメリカの統計について概観する。日本では、財務省が発行する「知的財産侵害物品の差止状況」によって、毎年の知的財産侵害物品の差し押さえ件数および点数が公表されている。知的財産権侵害物品の多くは「商標権の侵害」であり、件数では9割以上、点数では6割以上を占めている。つまり、模倣品の占める割合が多い傾向にある。

韓国の税関は、Annual Report: Intellectual Property Rights Seizuresによって、毎年の知的財産侵害物品の差し押さえ件数および点数に加えて、輸出国別財別の差し止め件数を公表している。韓国でも知的財産権侵害物品の多くは「商標権の侵害」であり、件数では9割前後を占めている。アメリカについては、日本と同様の統計データを公表しているが、どの知的財産権を侵害したかについては公表されていない。しかし、知的財産権を侵害された製品の多くは日本と韓国と同様の製品であり、模倣品の差し止めが多くを占める傾向にあると推察される。

### (3) 模倣品貿易の決定要因

模倣品貿易または取引の決定要因については、供給者側と需要者側の分析がある。供給者側の分析では、企業やスーパーマーケットの店主などを分析対象とし、どのような要因によって知的財産権侵害品を製造または販売してしまうのかについて分析されている（Green and Smith 2002, Liu et al. 2005, Khouja and



Smith 2007)。また、需要者側の分析として、国籍、模倣品を見分ける能力、知的財産権保護についての意識、文化、製品の特性などによって模倣品の購買行動に影響が出ることが指摘されている（Gentry et al. 2006, Lau 2006, Santos and Ribeiro 2006, Bian and Veloutsou 2007）。いずれの研究についても、理論的研究や、サーベイなどによって取得したマイクロデータによって分析が行われている。

国際的な模倣品取引の決定要因について、国レベルでの実証分析を行っている研究は数少ない。OECD-EUIPO（2020）は、医療関連品を対象として、模倣品貿易（取引）を促進させる要因を市場の特性、生産技術や流通に関する特性、制度的特性からまとめている。本論文が注目するガバナンスに類似する点としては、制度的特性として法律の有無、法の執行、罰則などの要因が重要であるとする点である。また、市場の特性としては市場規模を考慮することの重要性が述べられている。

OECD-EUIPO（2018）では、各国のガバナンスや貿易に関わる物流環境に注目し、模倣品貿易の傾向との関係性を実証的に分析している。模倣品貿易の決定要因として、賃金水準、国内における自由貿易区の数、貿易円滑化のための環境（制度）、物流環境、そして、各国のガバナンスを挙げている。ガバナンスの中でも、特に汚職の抑制、不正な支払いや賄賂の頻度、そして知的財産権保護の水準が重要であるとしている。

汚職を抑制できない経済においては、不正取引が横行する可能性が高くなる。汚職の特性の1つとして、何か契約や作業を完了するために「追加的な」費用を支払うというものがある。これは、追加的な費用を支払えば一定水準の不正取引を行ってしまうことも意味している。そのため、汚職の抑制に関する良質なガバナンスは模倣品貿易を減少させる（OECD-EUIPO 2018）。汚職の抑制に関連して、不正支払いと賄賂の頻度も重要な決定要因であるとしている。次に、知的財産権保護に関する法律や規制の存在や厳格さが不正品取引や模倣品貿易に影響しているとされている。生産者は知的財産権の保護に関する法律や規制が整備されていない場合、整備されている国と比較すると他社の製品を模倣したり、不正な取引を行ったりする可能性がある。

OECD-EUIPO（2018）では、計量分析によりガバナンスと模倣品貿易の関係性が明らかにされており、汚職の抑制と高水準な知的財産権の保護は模倣品貿易の抑制につながることを示している。しかし、いくつかの問題点も含んでいる。1つめに、彼らの結果は2013年のみを対象としているため、当該年の結果として解釈する必要がある。2つめは、推計された変数である *GTRIC-e* を被説明変数として使用している点である。*GTRIC-e* が現実の模倣品貿易の傾向を正しく捉えていることを前提として、分析結果が成り立っている。言い換えれば、測定誤差による内生性の問題を抱えている可能性がある。3つめは、対世界の模倣品貿易が対象となっているため、輸入国の特性を考慮できていない点である。4つめは、クロスセクション分析であるため、ラグ変数などを採用することができず、模倣品貿易とガバナンスの因果関係を完全には特定できていない点である。つまり、模倣品貿易とガバナンスは同時性の問題を含んでいる可能性があるため、ラグ変数などを採用することにより、この問題をコントロールする必要がある。

これらの問題点を改善するため、本論文では日本、韓国、アメリカにおける2014年～2020年の模倣品貿易統計を使用した計量分析により、ガバナンスと模倣品貿易の関係性を実証的に明らかにすることを目的とする。

#### (4) 仮説

本論文は、ガバナンスと模倣品貿易の関係性を実証的に明らかにするため、先行研究の記述を参考に設定された以下の仮説を検証する。

仮説1：汚職の抑制に関する良質なガバナンスは、模倣品貿易を減少させる

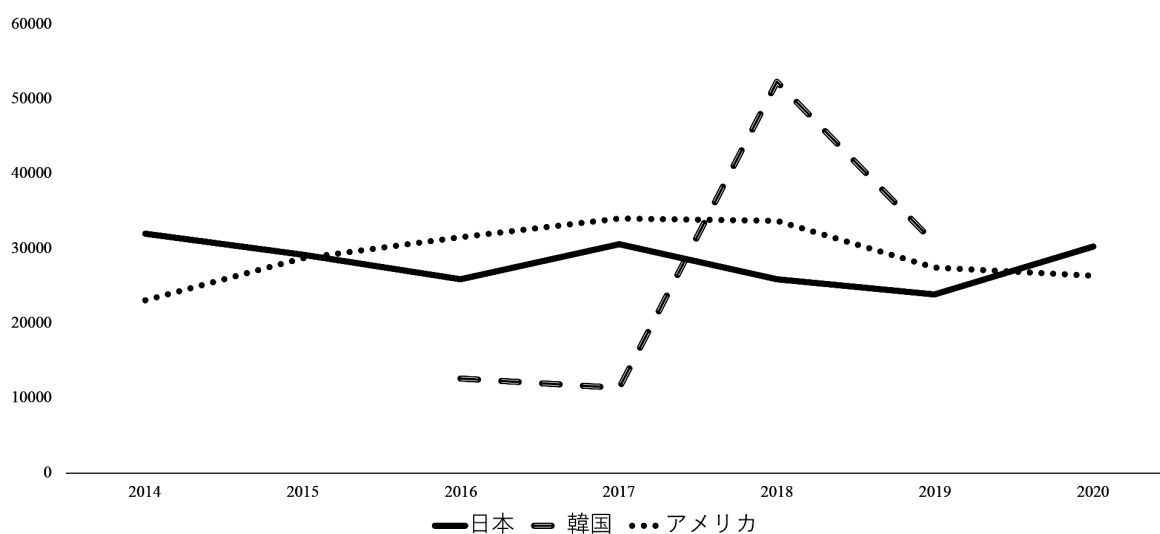
仮説2：高水準の知的財産権の保護は、模倣品貿易を減少させる

### 3. 分析手法

#### (1) データクリーニング

本論文では、日本、韓国、アメリカの税関によって公表されている「知的財産侵害品の差し止め件数」の数値を採用する。対象年は、日本とアメリカは2014年から2020年、韓国は統計データの制約により2016年から2019年となっている。当該変数は年次データとなっている。各国の知的財産権侵害品に占める商標権侵害品の割合が非常に高いことから、本論文ではこれらの件数を模倣品貿易の差し止め件数として解釈する。日本と韓国は、模倣品貿易差し止め件数および点数について、相手国別の数値を公表している。しかし、アメリカの統計データでは相手国別の輸入差し止め点数は公表されていないため、本論文では差し止め件数を分析の対象とする。

図2 各国の模倣品差し止め件数



資料：「知的財産侵害物品の差止状況」, Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures, Intellectual Property Rights Fiscal Year Seizure Statistics の輸入差し止め件数を参考に筆者作成。

図2には、各国の模倣品差し止め件数の推移がまとめられている。日本とアメリカについては、差し止め件数は緩やかに変化しており、20,000件から30,000件の間を推移している。一方、韓国については、2017年には11,384件で



あった差し止め件数は、2018年には52,423件へと急増している。2019年には韓国の差し止め件数は30,856件へと減少したが、どの国も差し止め件数の減少をどのように達成するかという問題に直面していることが理解できる。

次に、相手国の物流環境に関する指標について説明する。世界銀行が公表している物流業績評価指標（LPI）は、各国の貿易に関する物流環境を表している。当該変数は160以上の国・地域を対象としており、隔年で公表されている。LPIには、例えば、税関手続きの効率性、貿易に関係する港湾や鉄道などの質、計画した期間内に相手国へ運ぶことができる確率などが含まれている。今回は、物流環境に関するすべての変数を総合的に表す指標として、LPI\_Overallを使用する。当該変数は、輸出国の物流環境を総合的に表す変数であるため、模倣品貿易のみではなく、貿易全体に影響を与える変数として考えられている。相手国の輸出環境をコントロールするために、当該変数は実証分析に含められている。隔年データであるため、空白期間のデータについては前後の年の平均値が採用されている。例えば、2015年が空白の場合、2014年と2016年の平均値が2015年の値として採用されている。

最後に、ガバナンスに関する指標について説明する。ガバナンスについては、いくつかの要素を複合することで間接的な指標が作成されている。今回使用する指標は、Kaufmann et al. (2010) によって開発され、世界銀行（World Bank）から公表されているWGI指標である。本指標は各国のガバナンスの状況をより幅広く捉えている。このWGIは、2022年10月現在、1996年～2021年における約200の国と地域を対象として作成されている。主な6つの指標として、国民の発言力と説明責任（Voices and Accountability）、政治的安定と暴力の不在（Political Stability and Absence of Violence）、政府の有効性（Government Effectiveness）、規制の質（Regulatory Quality）、法の支配（Rule of Law）、そして汚職の抑制（Control of Corruption）に関する数値化がなされている。

本指標は、家計や企業へのサーベイ、営利事業に関する情報提供者、非政府系組織（NGO）、公的機関など30以上の情報源から情報を提供してもらうことで作成されている。それぞれの項目について、最も基本的な指標では-2.5～

2.5の値によってガバナンスの度合いが数値化されており、数字が大きくなるほど高い質のガバナンスを意味する。本論文では、汚職の抑制指標と、6つの指標を合計した総合的なガバナンス指標をそれぞれ使用して実証分析を行う。

不正な支払い・賄賂と、知的財産権保護の水準については、World Economic Forum, *The Global Competitiveness Report series* の指標を使用する。この統計データは140以上の国・地域における財界首脳を対象としたアンケートがベースとなっており、今回使用するどちらの数値も1から7の数値によって表現されている。不正な支払い・賄賂については、1は頻繁に発生している、7は一度も発生したことはないという回答となっている。知的財産権保護の水準については、1は脆弱、7は非常に強いという質問によって構成されている。ガバナンスに関する指標は、すべて年次データとなっている。次に、推計モデルについて説明する。

## (2) 推計モデル

本項では、ポワソン疑似最尤推定法 (Poisson pseudo-maximum likelihood: PPML) と、実証分析で使用する変数について見ていく。

伝統的に、貿易額などの推定方法是对数線形化後に、固定効果などを含めた最小二乗法 (OLS) により推定することが基本となっていた。しかし、Santos Silva and Tenreyro (2006) は、ジェンセンの不等式により生じる問題を解決するための方法として、PPML を提示した。この手法によって、今まで対数化できなかった「ゼロ貿易」も分析対象として含めることが可能となった。また、不均一分散性による内生性の問題に対応するためにも PPML は重要となる。

本研究では、以下の式を PPML によって推定する。

$$\begin{aligned} Counterfeit_{ijt} = \exp & [\gamma_1 LPI_{it} + \gamma_2 Irregular_{it-1} + \gamma_3 IPR_{it-1} + \gamma_4 Corruption_{it-1} \\ & + \gamma_5 Governance_{it-1} + \gamma_6 \ln GDP_{it} + \gamma_7 \ln Import_{ijt} + \eta_i + \eta_j + \eta_{ij} + \eta_t] \varepsilon_{ijt} \end{aligned} \quad (1)$$

ここで  $i, j, t$  はそれぞれ輸出国, 輸入国, 年を意味する。被説明変数である *Counterfeit* は, 知的財産侵害品の差し止め件数を表しており, 輸入国の税関から公表されている知的財産侵害品の差し止め件数を使用する。当該変数には, 記載がある国に関しては差し止め件数が0であるという数値が含まれている。また, 当該変数は3カ国の合計ではなく, 各国の数値がそれぞれ採用されている。*LPI* は総合的な物流の状況を表しており, 世界銀行が公表している物流業績評価指標を使用する。*Irregular* と *IPR* はそれぞれ不正な支払い・賄賂と知的財産権保護の水準を意味し, 既に説明した通り World Economic Forum が公表する数値を採用する。*Corruption* と *Governance* については Kaufmann et al. (2010) によって開発された指標である WGI 指標のうち, 汚職の抑制と, 6つの指標の合計値を採用する。*lnGDP* と *lnImport* はそれぞれ GDP と輸入金額を表している。この2つの変数により, 輸出国の経済規模と, 2国間の貿易規模をコントロールしている<sup>8</sup>。輸出国の規模と2国間の規模を同時に含めているのは, 一般的に, 輸出国の総輸出額と GDP には正の関係があるが, 輸出国と輸入国のペアによってはこの関係は必ずしも当てはまらないためである。例えば, アメリカは GDP と総輸出額は正の関係があるため, 両者を含める必要はないかもしれないが, 特定の国への輸出は少ない可能性があるため, コントロール変数として含めている<sup>9</sup>。 $\eta$  は固定効果,  $\varepsilon$  は誤差項である。

本分析では, 「模倣品取引が多いため, ガバナンスの水準が強化される」という因果関係をコントロールし, 「ガバナンスの水準が模倣品取引に与える」影響を明らかにするために, ガバナンスに関連した4つの指標については1年間のラグを考慮している。ガバナンスの水準に関する変数間の相関が0.7以上となっているため, 各変数は独立させて分析を行う。各変数の定義と出所は表1にまとめられている。記述統計は表2にまとめられている。また, 日本, 韓国, アメリカを輸入国として分析しており, 統計データの制約から, それぞれ輸出国が異なっている。各国の貿易相手国については, 補論の表Aにまとめられている。

表1 各変数の定義

	定義	データの出所	期間
輸入差し止め件数	各国の税関が公表する輸入差し止め件数	日本 : 「知的財産侵害物品の差止状況」 韓国 : <i>Annual Report: Intellectual Property Rights Seizures</i> アメリカ : <i>Intellectual Property Rights Fiscal Year Seizure Statistics</i>	年
LPIスコア	模倣品輸出国の総合的な物流業績評価指標 (データが空白の年は前後の年の平均値)	World Bank and Turku School of Economics, <i>Logistic Performance Index Surveys</i>	隔年
不正な支払い・賄賂	模倣品輸出国の不正な支払い・賄賂が発生する頻度 (1~7)	World Economic Forum, <i>The Global Competitiveness Report series</i>	年
知的財産権保護	模倣品輸出国の知的財産権保護の水準 (1~7)	World Economic Forum, <i>The Global Competitiveness Report series</i>	年
汚職の抑制	模倣品輸出国の汚職抑制の水準 (-2.5~2.5)	World Bank (Kaufmann et al. (2010)), <i>The Worldwide Governance Indicators</i>	年
ガバナンス	模倣品輸出国のガバナンス指標 (-12.5~12.5)	World Bank (Kaufmann et al. (2010)), <i>The Worldwide Governance Indicators</i>	年
GDP (対数)	模倣品輸出国のGDP	World Bank, <i>World Development Indicators</i>	年
輸入額 (対数)	模倣品輸出国から輸入国への総輸入額	United Nations, <i>Comtrade Database</i>	年

注：不正な支払い・賄賂は、数値が大きいほど頻度が低いことを意味する。知的財産権保護は、数値が大きいほど保護の水準が高いことを意味する。汚職とガバナンスは、数値が高いほど、より良いガバナンスを意味する。

表2 記述統計

	平均値	中央値	標準偏差	下位1%	上位1%
輸入差し止め件数	2466.49	100	6854.79	0	29553
LPIスコア	3.54	3.63	0.50	2.30	4.20
不正な支払い・賄賂	4.96	5.21	1.16	2.75	6.66
知的財産権保護	4.90	5.15	1.01	2.86	6.36
汚職	0.66	0.73	1.10	-1.30	2.17
ガバナンス	3.43	4.90	5.42	-5.79	10.26
GDP (対数)	27.34	27.09	1.72	23.30	30.67
輸入額 (対数)	22.93	22.92	2.21	15.09	26.95

注：輸入差し止め件数と輸入額は輸出国と輸入国のペアの特性を表す数値であり、それ以外の数値は輸出国の特性を表す変数である。

## 4. 分析結果

実証分析の結果は、表3にまとめられている。LPIについては、正の符号であるが、統計的な有意性はなく、相手国の物流環境改善は模倣品貿易を増加さ

せるとは言い切れない。次に、不正な支払い・賄賂の係数であるが、統計的に有意であり、負の符号である。つまり、不正な支払い・賄賂が発生する頻度が低い国ほど、模倣品貿易の差し止め数は減少する傾向にあることを意味する。一方、知的財産権保護の水準は統計的に有意ではないという結果であった。

次に汚職の抑制であるが、統計的に有意であり、汚職の抑制に関するガバナンスの指標が高い国は、模倣品貿易の差し止め件数は少ないという結果となった。しかし、総合的なガバナンス指標については統計的に有意ではなく、模倣品貿易の動きについての説明力を有していなかった。

分析結果の頑健性を確認するために、結果がすべて有意でなかったLPIを除いた分析を行った。しかし、ガバナンスに関する結果は変わらず、LPIを含めた分析と同じ結果が得られた。これらの結果はどのように解釈すればいいのか。

表3 実証分析の結果

説明変数								
LPIスコア	0.256 (1.229)	0.749 (1.060)	1.109 (1.049)	1.042 (1.031)				
不正な支払い・賄賂	-0.697** (0.269)				-0.714** (0.254)			
知的財産権保護		-0.215 (0.279)				-0.223 (0.277)		
汚職の抑制			-1.429* (0.555)				-1.364* (0.544)	
ガバナンス				0.096 (0.085)				0.079 (0.087)
GDP	-1.801 (1.521)	-1.098 (1.083)	-1.509+ (0.865)	-2.483** (0.956)	-1.582 (1.224)	-0.727 (0.809)	-0.999 (0.663)	-1.816* (0.811)
輸入額	1.317** (0.452)	0.406 (0.318)	0.209 (0.284)	0.353 (0.272)	1.358** (0.324)	0.459 (0.326)	0.285 (0.281)	0.412 (0.281)
輸出国固定効果	○	○	○	○	○	○	○	○
輸入国固定効果	○	○	○	○	○	○	○	○
輸入国・輸出国ペア固定効果	○	○	○	○	○	○	○	○
年固定効果	○	○	○	○	○	○	○	○
Pseudo_R2	0.994	0.990	0.991	0.990	0.994	0.990	0.990	0.990
標本数	75	165	171	171	75	165	171	171

注：括弧内の数値は頑健標準誤差である。\*\*, \*, + はそれぞれ1%, 5%, 10%の水準で有意であることを意味する。



## 5. 考察

LPIの改善は国際貿易を拡大させる。そして、今回の結果は、LPIの改善は模倣品貿易の差し止め件数の増加にはつながっていない可能性を示唆している。そのため、日本、韓国、そしてアメリカにとっては、相手国の物流環境の改善による貿易費用の低下という恩恵を純粹に受けられると考えられる。

不正な支払い・賄賂の頻度が高いことは、多くの取引で追加的な支払いや賄賂が当たり前である、逆に言えば賄賂によって模倣品の取引を平然と行える可能性を意味している。そのため、これらの慣行を無くしていくことや、監視体制を強化することが求められる。汚職の抑制についても同様であり、さまざまなレベルでの汚職を抑制することで、模倣品貿易の規模を縮小させられることが示唆されている。そのため、国内外の公正な経済活動のために、各国は汚職の監視や、汚職を未然に防ぐシステムの構築が求められている。

政策的含意として、日本、韓国、そしてアメリカにおける模倣品貿易の流入を防ぐためには、輸入国におけるガバナンスも重要であるが、模倣品輸出国のガバナンスについても注視していく必要がある。

本分析は、解決すべきいくつかの問題を含んでいる。1つめに、本分析の結果は、あくまでも本分析で使用した統計データに含まれる限定的な範囲を対象としたものであるという点である。そのため、真の意味でのガバナンスと模倣品貿易の関係を議論するためには、各国税関の統計データの整備が必要となる。2つめは、模倣品の輸出国は、必ずしも当該模倣品の生産国ではないという点である。特に、香港、台湾、シンガポールなど、国際貿易のハブとなる国については、この問題が顕著である。3つめは、模倣品貿易の差し止めについての統計データは、あくまでも件数で表現されたものである、という点である。同じ差し止め件数であった場合でも、物品の点数や金額が異なる可能性があるため、各国税関が統一した内容の統計データを公表することが求められる。

## 6. 結びにかえて

本論文では、模倣品貿易は無視できない水準に達しており、その動向を注視する必要性を考えた。加えて、模倣品貿易を抑制するためには輸出国のガバナンスが重要であることをみてきた。さらに、ガバナンスと模倣品貿易の関係性についての実証分析の結果はまだまだ足りず、その蓄積が必要であることを述べた。

日本、韓国、アメリカの税関が公表する輸入差し止め件数と、輸出国のガバナンス指標を使用した実証分析を行うことで、以下の3点を明らかにした。1点目に、輸出国の物流環境の整備は、模倣品貿易の促進には直結しない可能性が示唆された。2点目に、不正な支払い・賄賂が横行している国については、相対的に多くの模倣品を輸出している可能性を明らかにした。3点目に、汚職の抑制を積極的に行っている国ほど、模倣品輸出の頻度は低いことを明らかにした。本論文の意義は、先行研究の結果とは異なり、日本、韓国、アメリカについては、模倣品貿易削減のためには特に相手国における不正な支払い・賄賂と汚職の抑制について議論する必要性を明らかにした点である。さらに、相手国の物流環境の改善は、必ずしも模倣品貿易を促進させるとは限らないことを明らかにした点も含まれると考える。

政策的含意として、日本、韓国、アメリカは、模倣品輸入の差し止め件数減少のためには、自国のガバナンスのみではなく、相手国のガバナンスについても考慮することが重要である。

### 脚注

\* 本論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本大学法学部の見解を示すものではない。匿名の査読者から、有益なコメントやアドバイスをいただいたことに感謝申し上げます。

- 1 財務省（2021）「令和2年の税関における知的財産権侵害物品の差止状況」。
- 2 国際協力機構（2004）p.iii。
- 3 日本貿易振興機構ホームページ「模倣品・海賊版の対策の基礎」。

- 4 Ibid.
- 5 模倣品の普及が経済活動に及ぼす影響についての先行研究も存在するが、本論文の対象外であるため、先行研究としては含めないこととする。
- 6 DHS はアメリカの税関当局 (CBP) および入国税関当局 (ICE) による差し押さえに関する統計データを提供している。
- 7 詳細な推計手法については、OECD-EUIPO (2016) や OECD-EUIPO (2021) などに記載されている。
- 8 輸入国の市場規模として GDP を含めたが、分析結果から除外された。可能性としては、年ごとに大きな変化がなかったため、固定効果の影響を受けたことが考えられる。
- 9 輸出国の市場規模と、輸出国から輸入国への貿易額を別々に含めた分析においても、ガバナンスに関する結果については違いがみられなかった。

#### 参考文献

- Bian, X. and Veloutsou, C. (2007). Consumers' attitudes regarding non-deceptive counterfeit brands in the UK and China. *The Journal of Brand Management*, 14 (3), pp. 211-22.
- Bosworth, D. (2006). Counterfeiting and piracy: the state of the art. *working paper, Intellectual Property Research Centre*, St Peter's College, Oxford.
- Centre for Economics and Business Research (2002). Counting Counterfeits: Defining a Method to Collect, Analyse and Compare Data on Counterfeiting and Piracy in the Single Market, *Final report for the European Commission Directorate-General Single Market*, Centre for Economics and Business Research, London.
- Gentry, J.W., Putrevu, S. and Shultz, C.J. II (2006). The effects of counterfeiting on consumer search. *Journal of Consumer Behaviour*, 5 (3), pp. 245-56.
- Green, R.T. and Smith, T. (2002). Executive insights: countering brand counterfeiters. *Journal of International Marketing*, 10 (4), pp. 89-106.
- Hilton, B., Choi, C.J. and Chen, S. (2004). The ethics of counterfeiting in the fashion industry: quality, credence and profit issues. *Journal of Business Ethics*, 55 (4), pp. 343-52.
- Kaufmann, D., Kraay, A. and Mastruzzi, M. (2010). The Worldwide Governance Indicators : A Summary of Methodology, Data and Analytical Issues. *World Bank Policy Research Working Paper*, No. 5430, pp. 1-29.
- Khouja, M. and Smith, M.A. (2007). Optimal pricing for information goods with piracy and saturation effect. *European Journal of Operational Research*, 17 (1), pp. 482-97.
- Lau, E.K.-W. (2006). Factors motivating people toward pirated software. *Qualitative Market Research: An International Journal*, 9 (4), pp. 404-19.

- Liu, K., Li, J.-A., Wu, Y. and La, K.K. (2005). Analysis of monitoring and limiting of commercial cheating: a newsvendor model. *Journal of the Operational Research Society*, 56, pp. 844-54.
- Santos, J.F. and Ribeiro, J.C. (2006). An exploratory study of the relationship between counterfeiting and culture. *Te 'khne*, 3 (5/6), pp. 227-43.
- Santos Silva, J. M. C. and S. Tenreyro (2006). The Log of Gravity. *The Review of Economics and Statistics*, 88 (4), pp. 641-658.
- Staake, T., Thiesse, F. and Fleisch, E. (2009). The Emergence of Counterfeit Trade: A Literature Review. *European Journal of Marketing*, 43 (3/4), pp.320-349.
- OECD (2008). The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2016). *Trade in Counterfeit Pharmaceutical Product, Mapping the Economic Impact*. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2018). *Why Do Countries Export Fakes? The Role of Governance Frameworks, Enforcement and Socio-Economic Factors*. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2020). *Trade in Counterfeit Pharmaceutical Products, Illicit Trade*. OECD Publishing.
- OECD-EUIPO (2021). *Illicit Trade: Global Trade in Fakes, A Worrying Threat*, OECD Publishing.
- 国際協力機構（2004）『JICAにおけるガバナンス支援－民主的な制度づくり、行政能力の向上、法整備支援』独立行政法人国際協力機構。

#### ウェブサイト

日本貿易振興機構（JETRO）「模倣品・海賊版対策の基礎」（最終確認日：2022年10月8日）  
<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/basic/>

#### 統計データ

- Korea Custom Service, Annual Statistical Report: Intellectual Property Rights Seizures（最終確認日：2022年10月8日）。
- United Nations, Comtrade Database（最終確認日：2022年10月8日）。
- U.S Customs and Border Protection, *Intellectual Property Rights Fiscal Year Seizure Statistics*（最終確認日：2022年10月8日）。
- World Bank, *World Development Indicators*（最終確認日：2022年10月8日）。
- World Bank and Turku School of Economics, *Logistic Performance Index Surveys*（最終確認日：2022年10月8日）。
- World Economic Forum, *The Global Competitiveness Report series*（最終確認日：2022年10月8日）。
- 財務省「税関における知的財産権侵害物品の差止状況 各年版」。

## 補論

## A 対象国一覧

韓国の対象国・地域	アメリカの対象国・地域	日本の対象国・地域
アメリカ		アメリカ
アラブ首長国連邦		
イギリス		イギリス
イスラエル		
イタリア		
インド	インド	
インドネシア		
ウズベキスタン		
オーストラリア		
オランダ		オランダ
カタール		
カナダ	カナダ	
		韓国
カンボジア		カンボジア
	サウジアラビア	
シンガポール	シンガポール	シンガポール
スウェーデン		スウェーデン
スペイン		
タイ		タイ
台湾	台湾	台湾
中国	中国	中国
ドイツ		
ドイツ		
トルコ	トルコ	
日本		
ネパール		
パキスタン		
フィリピン		フィリピン
フィンランド		
フランス		
ベトナム		ベトナム
香港	香港	香港
マレーシア		
ミャンマー		
モンゴル		
ラオス		
リベリア		
	ルーマニア	
ロシア		
36カ国・地域	9カ国・地域	13カ国・地域